

締役会へ報告・提言を行っています。

更に、サステナビリティの取り組みについては、本委員会の配下に設置した専門部会であるマテリアリティ部会、コンプライアンス・リスク管理部会、ナイスクループ中央安全衛生委員会が所管しています。また、人的資本経営をより一層推進するため、2025年6月に専門部会の一つとして人的資本部会の新設を予定しております。各部会と事業部門が連携することで、全社一体となったサステナビリティ関連活動を推進していきます。

②マテリアリティ

当社グループは、持続的な成長に向けて優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定しています。本マテリアリティへの取り組みを通じて、経済・社会・環境の持続可能性に配慮したサステナビリティ経営を一層推進し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていきます。

マテリアリティ

- ・国産材の利用拡大によるサステナブル・リカバリーの推進
- ・環境配慮型商品やサービスの提供によるエネルギー消費量の削減
- ・サプライチェーンの再構築による商品・サービスの安定供給
- ・木を生かしたレジリエンスな住まいづくりの推進
- ・資源の有効活用に配慮した既存住宅流通の促進
- ・地域活性化への貢献
- ・人的資本経営の推進
- ・グループガバナンスの深化
- ・事業活動における環境負荷の低減

③ T C F D 提言への取り組み

当社グループは、気候変動への対応を経営上の重要課題として認識し、事業活動による気候変動対策を推進しています。こうした活動を更に推進するべく、T C F D 提言に基づき、気候変動に関する「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」について情報開示を行い、リスクの低減と機会の獲得に向けた活動を実践しています。温室効果ガス排出量の削減については、2030年、2050年の環境目標を掲げ、達成に向けて取り組んでまいります。

(3) コーポレート・ガバナンス及びコンプライアンス

当社は、「無信不立（信無くば立たず）」という創業の精神に基づき、取引先様やお客様からの信頼に応え続けることで、豊かな住まいと暮らしを実現するという企業責務を遂行しております。また、企業価値の向上を図り、株主の皆様をはじめ当社グループに関係する方々への利益の還元及び社会貢献に努めていく上で、コンプライアンス体制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を重要課題と位置付けております。その基本的な考え方及び主な施策は以下のとおりです。

① 基本的な考え方

- ・当社は、株主の権利を尊重し、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主の実質的な平等性を確保します。
- ・当社は、様々なステークホルダーとの協働の必要性を十分認識の上、健全な

事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めます。

- ・当社は、財務情報や非財務情報につき、ステークホルダーにとって有用な会社情報を迅速、正確かつ公平に提供するため、適時適切な開示を行います。
- ・取締役会は、株主からの経営受託者責任と説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図ります。
- ・当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のため、株主の意見や要望を経営に反映させ、株主とともに当社を成長させていくことが重要と考えており、これを実現するため株主との建設的な対話を行います。

②グループ全体を見据えたコーポレート・ガバナンス体制の構築

当社は、グループ共通の「ナイスグループ行動倫理規範」を通じて、法令、定款及び社内規則の遵守を徹底しております。また、関係会社管理規程に従い、子会社の重要な業務執行を当社の決裁事項又は当社への報告事項とし、子会社の事業及び経営を管理監督する等、コーポレート・ガバナンス並びにグループの競争力の強化を図り、企業価値の向上に努めています。

③社外からの経営監視機能の強化

当社は、経営に対する監督機能を強化するため、5名の社外取締役を選任しております。

また、監査役5名のうち4名は独立性の高い社外監査役とし、経営の健全性及び意思決定のプロセスに対する監査機能の強化を図っております。

加えて、2017年3月に取締役会の任意の諮問機関として独立役員を主要な構成員として設置した「指名・報酬委員会」について、役員の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任の強化、併せて当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、社外取締役5名・社内取締役1名の体制とした上で、特に重要な事項に関する検討に当たり社外取締役の適切な関与・助言を得ております。

さらに、2019年11月以降、社外役員のみが出席する社外役員連絡会を四半期に1回開催することとし、社外役員間の情報共有とともに意見の整理を行い、取締役会での議論に役立てています。

④取締役の任期

当社は、取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制を確立し、より経営の透明性を図るため、取締役の任期を1年としております。

⑤コンプライアンスの徹底

当社は、健全な企業経営を実現し、社会的要請と様々なステークホルダーからの信頼に応えるため、コンプライアンス体制の強化を重要課題と位置づけております。

具体的には、新入社員研修、管理職研修等の場を通じてコンプライアンスの意義の理解と浸透を図り、遵守の徹底を行っております。また、サステナビリティ委員会では、コンプライアンス体制の維持及び向上を図るための施策の計画立案及び実施の監督を行うとともに、コンプライアンスに関わる事案等の情報共有、分析並びに発生防止や対策に関する検討、指導及び監督等を行い、必要に応じて取締役会に報告及び提案を行っております。

⑥リスクマネジメント

当社は、グループ全体の企業価値を持続的に向上させるため、事業活動に関する内外の様々なリスクを適切に管理するための体制を構築し、また、事業活動に重大な影響を及ぼすリスクが顕在化した際の損失を低減させるための活動を行います。

当社グループにおけるリスク管理に関する取り組みは、取締役会が監督するサステナビリティ委員会が統括し、本委員会がリスク管理の基本方針を定めています。本委員会は、配下に設置する専門部会からの報告に基づき、必要に応じてリスク管理の状況及びリスク対応計画の進捗状況を取締役会に報告しています。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2023年5月19日開催の当社取締役会において、当社株式の大量取得行為に関する対応策を、第74回定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として更新することを決議し（以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。）、同定時株主総会において本プランを更新することの承認を得ております。

本プランは、当社株式に対する大量取得行為等が行われた際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案し、あるいは株主の皆様がかかる大量取得行為等に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、基本方針に沿って、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的としています。

本プランは、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となると見込まれる買付、又は(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（以下、併せて「買付等」といいます。）を対象とします。

当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等を行う買付者等には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、買付等の実行に先立ち、買付等の内容の検討に必要な情報及び本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面の提出を求めます。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、当該買付等に対する代替案（もしあれば）が、当社経営陣から独立した者から構成される独立委員会に提供されます。独立委員会は、原則として最長60日間の検討期間を設定し、その間、買付等の内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との交渉、株主に対する当社取締役会の代替案の提示等を行います。独立委員会は、必要があれば、外部専門家等の助言を独自に得ることができます。当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から情報が提供された事実、独立委員会による検討が開始された事実等について、株主に対する情報開示を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、又は当該買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉の結果、買付者等による買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等であるなど、本プランに定める新株予約権の無償割当ての要件のいずれかに該当すると判断し、かつ、以下に記載する内容の新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当てを実施すること、それ以外の場合には、新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。また、独立委員会は、新株予約権の無償割

当てを実施することが相当であると判断する場合でも、新株予約権の無償割当の実施について株主総会の決議を得ることの要否を検討し、株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に、株主総会の招集、新株予約権無償割当の実施に関する議案の付議を勧告するものとします。当社は、独立委員会が勧告等を行った場合、当該勧告等につき情報開示を行います。

この新株予約権は、1円（又は当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限として当社取締役会が新株予約権無償割当の決議において定める金額）を払い込むことにより、原則として当社株式1株を取得することができるのですが、買付者等及び買付者等と一定の関係を有する者（以下「非適格者」といいます。）による権利行使が認められないという行使条件が付されています。また、当社が非適格者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当社がかかる条項に基づく取得をする場合、新株予約権1個と引換えに、原則として当社株式1株が交付されます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当の実施もしくは不実施の決議、又は株主総会の招集を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。新株予約権の無償割当が実施され、新株予約権の行使又は当社による取得に伴って非適格者以外の株主の皆様に当社株式が交付された場合には、非適格者の有する当社の議決権割合は、最大2分の1まで希釈化される可能性があります。

本プランの有効期間は、2026年3月末日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までです。

但し、当該有効期間の満了前であっても、(i) 当社の株主総会において本プランにかかる新株予約権の無償割当に関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた場合、又は、(ii) 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プランの有効期間中であっても、新株予約権の無償割当が実施されていない場合、株主及び投資家の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権の無償割当が実施された場合、非適格者以外の株主の皆様につきましては、新株予約権行使の手続を行わないと、その保有する当社株式全体の価値が希釈化される場合があります（但し、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、原則として、保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

III 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記Ⅱ (A) に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

前記Ⅱ (B) に記載した本プランは、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されたものであること、その内容として合理的かつ詳細な客観的要件が設定されていること、独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会が設置されており、本新株予約権の無償割当ての実施等に際しては必ず独立委員会の判断を経ることが必要とされていること、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることができるとされていること、有効期間が3年と定められた上、株主総会又は取締役会によりいつでも廃止できるとされていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、高度の合理性を有し、当社株主共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

計算書類

貸借対照表
(2025年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	83,482	流 動 負 債	69,370
現 金 及 び 預 金	12,144	支 電 子 記 录 債	2,874
受 取 手 形	2,478	買 短 期 借 入	15,544
電 子 記 录 債 権	11,212	未 未 前 預 受	16,295
売 掛 金 及 び 契 約 資 産	21,410	未 未 払 法 人 税	18,921
有 働 証 券	4,500	前 賞 役 与 受	1,469
商 品	5,889	預 賞 役 与 引	1,306
販 売 用 不 動 產	20,341	引 当 金	610
未 成 工 事 支 出	33	定 負 債	1,023
前 渡 用	1,261	長 期 借 入	10,102
前 払 費	90	延 税 金 負 債	885
そ の 他	5,140	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	34
貸 倒 引 当 金	△1,020	退 職 給 付 引 当	301
固 定 資 産	62,166	の 他	29,495
有 形 固 定 資 産	34,340	長 期 借 入	20,687
建 構 物	8,289	延 税 金 負 債	813
機 械 及 び 装 置	735	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	1,969
車 両 運 搬 具	1,470	退 職 給 付 引 当	562
什 木 備 造 品	22	の 他	5,462
立 土 一 施 工 資 産	200	負 債 合 計	98,865
建 設 一 仮 勘 定	152	(純資産の部)	
無 形 固 定 資 産	23,453	株 主 資 本	46,600
ソ フ ト ウ エ ア	5	資 本 余 金	24,433
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	10	資 本 準 備 金	12,945
投 資 そ の 他 の 資 産	150	そ の 他 資 本 余 金	7,961
投 資 有 働 証 券	96	利 益 余 金	4,984
関 係 会 社 株 式	54	そ の 他 利 益 余 金	9,893
長 期 前 払 費 用	27,675	土 地 圧 縮 積 立 金	9,893
前 払 年 金 費	6,740	償 却 資 産 圧 縮 積 立 金	194
そ の 他	17,498	繰 越 利 益 余 金	455
貸 倒 引 当 金	62	自 己 株 式	9,243
	2,135	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△672
	1,244	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	182
	△5	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	1,593
資 産 合 計	145,648	土 地 再 評 価 差 額 金	5
		純 資 産 合 計	△1,416
		負 債 純 資 産 合 計	46,783
			145,648

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書
 (2024年4月1日から)
 (2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目				金 額
売上原価				188,066
売上総利				164,145
販売費及び一般管理費				23,921
営業利益				20,773
業外収益				3,148
受取利息			利息	56
受取配当金			当金	642
貸倒引当金		当金	戻入額	268
その他		の	他	229
業外費用			利息	1,198
支払利息			利息	738
融資関連費用			利息	146
その他		の	利息	40
経常利益				925
特別利益				3,420
固定資産売却益				3
補助金収入				639
特別損失				642
固定資産除売却損				60
減損損失				83
システム開発に伴う損失				450
関係会社株式評価損				706
関係会社清算損				613
税引前当期純利益				1,915
法人税、住民税及び事業税				2,148
法人税等調整額				299
当期純利益				514
				814
				1,333

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金				利益剰余金		
		資 本 資 本 資 本 資 本	そ の そ の そ の そ の	資 本 資 本 資 本 資 本	利 益 利 益 利 益 利 益	利 益 利 益 利 益 利 益	利 益 利 益 利 益 利 益	
2024年4月1日残高	24,433	7,961	5,000	12,961	197	20	9,087	9,305
当期変動額								
剰余金の配当							△768	△768
当期純利益							1,333	1,333
土地圧縮積立金の取崩					△2		2	—
償却資産圧縮積立金の積立						437	△437	—
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							23	23
償却資産圧縮積立金の取崩						△3	3	—
自己株式の処分			△15	△15				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	△15	△15	△2	434	155	588
2025年3月31日残高	24,433	7,961	4,984	12,945	194	455	9,243	9,893

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他の有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年4月1日残高	△810	45,889	1,177	15	△1,342	△149	45,740
当期変動額							
剰余金の配当		△768					△768
当期純利益		1,333					1,333
土地圧縮積立金の取崩		—					—
償却資産圧縮積立金の積立		—					—
自己株式の取得	△1	△1					△1
土地再評価差額金の取崩		23					23
償却資産圧縮積立金の取崩		—					—
自己株式の処分	139	123					123
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			416	△10	△73	331	331
当期変動額合計	138	710	416	△10	△73	331	1,042
2025年3月31日残高	△672	46,600	1,593	5	△1,416	182	46,783

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法

なお、譲渡性預金については取得原価

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び販売用不動産

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

未成工事支出金

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、当期の負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)に基づく定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 建築資材事業

木材製品及び建材・住宅設備機器等(以下、「商品」といいます。)の販売は、顧客との取引基本契約に基づき、商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は商品を引き渡す一時点で、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、顧客へ商品を引渡した時点で収益を認識しております。

ただし、一部の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(2) 住宅事業

マンション及び一戸建住宅の販売は、顧客との不動産売買契約に基づき、マンションの各分譲住戸又は一戸建住宅(土地付建物)の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件を引き渡す一時点で充足されると判断し、顧客へ物件を引渡した時点で収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(2) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。ただし、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

為替予約…………外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引
金利スワップ……借入金

③ヘッジ方針

商品の外貨建取引に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約を、変動金利支払いの借入金に係る金利上昇リスクをヘッジする目的で金利スワップを行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について中間期末及び期末毎にヘッジ効果を検証しております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一である場合には、本検証を省略しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

会計方針の変更

会計基準等の改正等に伴う会計方針の変更

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」といいます。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

重要な会計上の見積り

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品	5,889百万円
販売用不動産	20,341百万円
評価損 (売上原価)	△63百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「重要な会計上の見積り 1. 棚卸資産の評価」に記載した内容と同一であります。

2. 固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産	34,340百万円
無形固定資産	150百万円
減損損失	454百万円

なお、減損損失計上額454百万円のうち、370百万円はソフトウェア仮勘定の減損処理による減損損失であり、システム開発に伴う損失450百万円に含めて表示しております。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「重要な会計上の見積り 2. 固定資産の減損」に記載した内容と同一であります。

3. 退職給付引当金

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

前払年金費用	2,135百万円
退職給付引当金	562百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「重要な会計上の見積り 3. 退職給付に係る負債」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

販売用不動産	12,002百万円
建物	3,877百万円
機械及び装置	0百万円
土地	15,405百万円
投資有価証券	4,470百万円
計	35,755百万円

(2) 担保付債務

短期借入金	17,763百万円
長期借入金	17,615百万円
計	35,379百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 21,421百万円

3. 偶発債務

保証債務

顧客住宅ローンに関する抵当権設定登記完了等までの間の金融機関借入債務に対する連帯保証債務	2,203百万円
--	----------

4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	5,607百万円
短期金銭債務	10,072百万円
長期金銭債務	96百万円

5. 貸出コミットメント契約

主要取引金融機関と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	15,280百万円
借入実行残高	7,387百万円
差引額	7,893百万円

6. 土地の再評価に関する法律 (1998年3月31日公布法律第34号) に基づき、事業用土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令 (1998年3月31日公布政令第119号) 第2条第4号に定める地価税の計算のために公表された方法により算定した価額に合理的な調整を行う方法

再評価を行った年月日 2002年3月31日

再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

1,539百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	7,490百万円
仕入高	5,830百万円
その他の営業取引高	4,448百万円
営業取引以外の取引高	710百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

(単位：株)

	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	379,158	1,488	65,500	315,146

- (注) 1. 普通株式の増加1,488株は、単元未満株式の買取り881株及び譲渡制限付株式の無償取得607株によるものであります。
2. 普通株式の減少65,500株は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

有形固定資産	1,619百万円
投資有価証券	1,465百万円
貸倒引当金	322百万円
賞与引当金	253百万円
無形固定資産	173百万円
商品	117百万円
税務上の繰越欠損金	70百万円
未払事業税	51百万円
譲渡制限付株式報酬等	30百万円
販売用不動産	4百万円
その他	464百万円
繰延税金資産小計	4,574百万円
評価性引当額	△3,631百万円
繰延税金資産合計	943百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△697百万円
前払年金費用	△671百万円
償却資産圧縮積立金	△209百万円
土地圧縮積立金	△89百万円
有形固定資産	△69百万円
その他	△19百万円
繰延税金負債合計	△1,756百万円
繰延税金資産の純額	△813百万円

関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	(株)セレックス	所有 間接 100.0%	役員の兼任 資金の寄託預り	資金の寄託預り (注)	5,500	預り金	5,500
	ナイスプレカット(株)	所有 直接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注)	1,870	流動資産 「その他」	1,300
				資金の回収 (注)	2,340		
	スマートパワー(株)	所有 直接 100.0%	資金の寄託預り	資金の寄託預り (注)	1,460	預り金	440
				預り金の払戻し (注)	1,340		
	リナイス(株)	所有 間接 100.0%	役員の兼任 資金の貸付	資金の貸付 (注)	1,741	流動資産 「その他」	2,119
				資金の回収 (注)	1,500		

(注) 資金の貸付及び資金の寄託預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 3,942円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 112円60銭 |